

足立区保育実習生受入れ事業要綱

（目的）

第1条 この要綱は、足立区立保育園・こども園（以下「区立園」という。）において保育に関する実習（以下「実習」という。）を必要とする者の受入れに関し、必要事項を定めることを目的とする。

（事業）

第2条 足立区は、大学、短期大学及び各種専門学校（以下「養成機関」という。）からの依頼に基づき、当該養成機関の学生に対して、区立園において必要な実習を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、足立区は、保育士、看護師等の資格の取得を目指す個人に対し実習を行うことができる。

（実習生の範囲）

第3条 事業の対象となる者（以下「実習生」という。）は、養成機関に在籍する学生及び前条第2項に定める個人であって、保育士、看護師等の資格習得（これに準ずるものを含む。）のため実習を必要とする者とする。

（実習の依頼）

第4条 実習の実施を希望する養成機関の長又は個人は、実習依頼書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。ただし、実習依頼書と同様の事項を記載した別の書式がある場合は、これに代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、実習の実施を希望する養成機関の長又は個人は、電子情報処理組織（教育委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と依頼をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して依頼することができる。

（実習生の受入れ決定等）

第5条 教育委員会は、前条の規定により実習依頼書を受けたとき又は電子情報処理組織を使用して依頼があったときは、その内容を審査し、本事業の目的に適合すると認めたときは、実習生の受入れを決定し、前条の規定により依頼のあった養成機関の長又は個人及び区立園園長に対し、実習生受入れ決定書を通知する。

2 前項の規定により受入れが決定された実習生は、実習開始日前1年以内に実施した健康診断（胸部レントゲンを含む。）及び実習開始日前1ヶ月以内に実施した腸内細菌検査（O-157検査を含む。）の結果を、実習開始日までに実習先に提示することとする。

3 教育委員会は、実習生が前2項の規定に反する行為を行ったときは、実習を中止することができる。

（費用及び実費負担）

第6条 養成機関又は実習生は、実習に要する費用及び実習指導に要する教材等の実費を負担するものとする。

2 実習に要する費用の額は、別表に定める額とする。この場合の額は、実習生1人につき1日当たりのものとする。

3 費用及び実費の徴収については、実習終了後に足立区が前項の規定に基づき算定した実習に要する費用及び実習指導に要する教材費等の実費を請求書（様式第2号）で養成機関又は実習生に請求するものとする。

（損害賠償責任）

第7条 実習生が故意又は過失により足立区又は第三者に損害を与えた場合において、

当該実習生が養成機関に在籍する者であるときは当該養成機関及び実習生が連帯してその損害を賠償する責任を負うものとし、当該実習生が第2条第2項に規定する者であるときは当該実習生がその損害を賠償する責任を負うものとする。

(服務)

第8条 実習生は、実習期間中、足立区職員に適用される法令等を遵守し、教育委員会及び実習先の区立園園長の指示に従い、実習に専念しなければならない。

2 実習生は、足立区の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

3 実習生は、実習期間中及び実習期間終了後において、実習を通じて知り得た個人情報情報を漏らしてはならない。

(誓約書等)

第9条 実習生は、実習開始日の1ヶ月前までに、誓約書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 実習生が養成機関に在籍する場合において、当該養成機関は、前項の誓約書の記載事項の遵守について、当該実習生に対し指導徹底を図らなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則 (18足福保発第452号 平成18年4月1日丙決済)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に実習の依頼があった場合には、この要綱の相当規定に基づき依頼があったものとみなす。

付 則 (19足福保発第921号 平成19年8月13日丙決済)

1 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

2 別記様式については別に定める。

付 則 (22足子保発第4203号 平成23年3月31日 子ども家庭部長決定)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (25足教子保発第331号 平成25年4月22日 子ども家庭部長決定)

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則 (4足教子子発第1686号 令和4年7月6日 子ども家庭部長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則 (4足教子子発第4223号 令和5年1月13日 子ども家庭部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (5足教子子発第3545号 令和5年12月4日 子ども家庭部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (6足教子子発第2750号 令和6年12月13日 子ども家庭部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

別表 (第6条関係)

実習資格区分	実習に要する費用の額 (1日あたり)
保 育 士	1,000円 (税込)
看 護 師	500円 (税込)
栄 養 士	500円 (税込)